

静岡文化芸術大学研究生等の入学検定料等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則第63条及び静岡文化芸術大学大学院学則第52条の規定に基づき、研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生及び特別聴講学生の入学検定料、入学料、研究料、聴講料（以下「研究生等の入学検定料等」という。）に関し、必要な事項を定める。なお、公益社団法人「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」が設置する静岡県西部7大学共同授業科目の科目等履修生の入学検定料、入学料及び聴講料並びに社会人聴講生の聴講料に関し必要な事項については、別に定める。

(研究生等の入学検定料等の額)

第2条 研究生等の入学検定料等の額は、別表のとおりとする。

(研究生等の入学検定料等の納入)

第3条 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納入しなければならない。

2 入学料は、入学の手続きを行うときに納入しなければならない。

3 研究料は、新たに入学を許可された研究生にあつては入学の手続きを行うときに、研究期間の更新を許可された研究生にあつては当該許可された日から10日以内に、研究期間に相当する額を納入しなければならない。

4 聴講料は、入学又は聴講の手続きを行うときに、受講する科目に相当する額を納入しなければならない。

(研究生等の入学検定料等の減免)

第4条 特別の理由があると認められる者に対しては、研究生等の入学検定料等の全部若しくは一部を免除して納入させることができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて理事長が定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 12 月 14 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		学 部	大学院の研究科
入学検定料	研究生	9,800円	9,800円
	科目等履修生	9,800円	9,800円
入学料	研究生	84,600円	84,600円
	科目等履修生	28,200円	28,200円
研 究 料（月額）	研究生	29,700円	29,700円
	委託生	29,700円	29,700円
社会人専門講座受講料（一科目につき）			29,600円
聴講料（一単位につき）	科目等履修生	14,800円	14,800円
	社会人聴講生	7,400円	
	特別聴講学生	14,800円	14,800円